

## 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは

### 事業の概要

本事業は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的として創設され、令和8年度からは「給付制度」として、全ての自治体で実施が義務化される。

本市では、その義務化に先駆けて、令和6年度から、類似事業である東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金」を活用し、こども誰でも通園制度の試行事業として「未就園児の定期的な預かり事業」に取り組んできた。

### 制度の意義

#### こどもにとって

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる。
- ・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができる。
- ・年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらす。

#### 保護者にとって

- ・地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につながる契機となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなる。
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、孤立感、不安感等の解消につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながる。

#### 事業者にとって

- ・これまでの保育とは異なる難しさがある一方で、これまで接する機会の少なかったこどもや家庭と関わることで、保育者として有する専門性を地域のこどもの育ちのためにより広く発揮できる。
- ・利用児童の減少等により定員を満たすことが難しくなりつつある保育所等において、キャリアを重ね、高い専門性を有する保育者などの人材を手放すことなく、事業を継続したり、発展させたりしていく可能性が広がる。

### 一時預かりとの違い

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的である。

### 実施方式

一般型・・・施設が専任職員を配置し、定員を別に設けて預かる方法

余裕活用型・・・施設の空き定員の枠を活用し、在園児と合同で預かる方法